

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

NO.12	優先度B2		
検討課題	特別委員会の見直し		
条文	<p>(特別委員会の設置方針等)</p> <p>第15条 議会は、特別委員会の設置については、特定事件の調査研究をするという設置目的に鑑み、議会が果たすべき機能を十分に発揮し、区政の課題の変化及び社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるようにしなければならない。</p> <p>2 議会は、毎年、特別委員会の設置について、必要な見直しを行わなければならない。</p> <p>3 特別委員会は、毎年、その運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。</p>		
具体的な運用方法等	<p>1 見直しの検討・決定機関 特別委員会の見直しについては、墨田区議会基本条例第16条に規定する政策会議において検討し、その結果を踏まえ、各派交渉会及び議会運営委員会において決定する。</p> <p>2 見直しの流れ (1) 各特別委員会委員長は、毎年3月末までに、当該特別委員会の1年間の活動状況を別紙のとおりまとめ、議長に報告する。 (2) 議長は、各特別委員会委員長からの報告を基に、特別委員会の見直しについて検討するよう、政策会議に申し入れる。 (3) 政策会議は、議長からの申入れを基に、招集議会までに、特別委員会の見直しについての検討結果をまとめ、議長に報告する。 (4) 議長は、政策会議の報告を基に、招集議会について協議する各派交渉会及び議会運営委員会において、特別委員会の見直しについて協議し決定する。</p> <p>3 見直しの基準 特別委員会の見直し基準については、政策会議において策定する。</p>		
関係例規の改正等	例規等の題名		
	改正等の内容		

年度 特別委員会 活動報告

年度中における 特別委員会の活動状況について、本書のとおり報告します。

年 月 日

墨田区議会議長

様

特別委員長

1 委員会の目的

--

2 委員会の開会実績

回数	開会日時	調査内容
第1回	年 月 日 ~	
第2回	年 月 日 ~	
第3回	年 月 日 ~	
第4回	年 月 日 ~	
第5回	年 月 日 ~	

3 委員会における各種実施状況

項 目		実施の有無 (/ ×)
行政調査の実施		
議会基本条例 第13条関係	委員相互間の議論	
	議事堂外の場所における委員会の開会	
	区民等との意見交換会等の開催	
議会基本条例 第14条関係	政策立案及び政策提言の積極的な実施	
	条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）の提出	
議会基本条例 第20条関係	公聴会の開会	
	参考人の招致	

実施概要

4 委員長所見（今年度の委員会活動状況、次年度も本委員会を継続して設置する必要性など）